

小売電気事業登録制度の運用について

2019年12月26日

資源エネルギー庁

小売電気事業登録制度の実態を踏まえた運用について

- 2016年4月の電力小売の全面自由化以降、登録小売電気事業者の数は概ね増加傾向にあり、現時点で**600事業者を超えている**。
- こうした中、一部の登録小売電気事業者が、
 - ① 供給計画を経産大臣に届け出していない（電気事業法第29条関係）など、同法及び関係法令に基づく求めに応じていないことに加え、
 - ② そうした状況の改善を求める等のために連絡をとろうとしても、連絡がつかない、という状態が生じている。
- こうした小売電気事業者がいる状態を是認することは、**安定供給上の予見性を把握する上での障害となること（上記①）**や、**需要家からの苦情や問合せに適切かつ迅速に対応することができないこと（上記②）**等につながるおそれがある。
- したがって、こうした小売電気事業者に対しては、
 - ① **同法第106条第3項に基づき、報告徴収を実施**した上で、
 - ② 当該報告徴収に対して、期日までに回答がない、（連絡がつかないこと等により、）報告徴収に係る書類が返送される（注）等、という場合には、同法及び関係法令に基づく求めに応じておらず、公共の利益を阻害すると認められることから、同法に基づき、**小売電気事業の登録を取り消す**、こととしてはどうか。

（注）不利益処分に対する行政手続法に基づく聴聞の手続きが必要。

小売電気事業の登録取消しに係る需要家への連絡等について

- 小売電気事業の登録を取り消そうとする場合、登録を取り消される小売電気事業者が需要家に対し小売供給を行っているのであれば、ガイドライン（注1）に基づき、登録を取り消される小売電気事業者が、自ら当該需要家に対し、小売供給契約の解除等に係る連絡をするとともに、一般送配電事業者も当該需要家に対し、供給停止等に係る通知を行う必要がある。
- ただし、前述のように登録を取り消そうとする小売電気事業者に連絡がつかないような場合には、ガイドライン（注2）に基づき、一般送配電事業者は登録を取り消される小売電気事業者の需要家に対し、託送供給契約の解除を理由として供給停止等に係る通知を行う（注3）必要がある。

（注1）「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定 経済産業省。以下「小売営業ガイドライン」という。）（4頁）に基づき、小売電気事業者が責任を持って需要家に連絡をした上で、一般送配電事業者も通知を行うのが原則。

（注2）登録を取り消そうとする小売電気事業者に連絡がつかないような場合には、小売営業ガイドライン（5頁）に基づき、一般送配電事業者が需要家に通知を行う。

（注3）上述のとおり、小売電気事業の登録を取り消そうとする場合、その旨を、国が一般送配電事業者に対し、伝達する。

(参考) 電力の小売営業に関する指針 (平成28年1月制定 経済産業省)

5. 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続

小売電気事業者が、需要家の料金未払や小売電気事業者の倒産等を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。(中略)

- ① **小売供給契約の解除を行う15日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行うこと。**
- ② 解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること（中略）。
- ③ 小売供給契約の解除に伴い、当該需要場所に関する託送供給契約の解除を行う10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、一般送配電事業者に託送供給契約の解除の連絡を行うこと。

また、需要家が料金未払いや小売電気事業者の倒産等の理由により小売電気事業者から小売供給契約を解除され、無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、**一般送配電事業者は、例えば以下の措置をとることなどが必要**であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の使用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあり、問題となる。(中略)

- ① **小売電気事業者による小売供給契約の解除により無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う5日程度前までに供給停止日を明示して、小売電気事業者と小売供給契約を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の予告通知を行うこと。**
- ② **供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること。**

(以下略)

(参考) 電力の小売営業に関する指針 (平成28年1月制定 経済産業省)

5. 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(3) 一般送配電事業者による託送供給契約の解除時の手続

小売電気事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、一般送配電事業者が小売電気事業者による託送料金の未払等を理由に託送供給契約を解除する事態も想定される。このような場合、小売電気事業者と需要家との間の小売供給契約の解除の有無にかかわらず、一般送配電事業者により当該需要家に対する電気の供給が停止されるおそれがあるため、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。

したがって、**一般送配電事業者が、小売電気事業者の上記のような事由を理由に託送供給契約を解除する場合には、例えば以下の措置をとることなどが必要であり**、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

① **託送供給契約の解除を理由に電気の供給を停止する1月程度前及び5日程度前までの各々の時期に、需要家に対して供給停止日を明示して、託送供給契約の解除により電気の供給を停止する旨の予告通知を行うこと。**

② 上記①の通知の際に、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当）。

(以下略)

(参考) 関係条文

◆電気事業法（昭和39年法律第170号）

（登録の取消し）

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二～四 （略）

2 （略）

（苦情等の処理）

第二条の十五 小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第二十九条 **電気事業者は**、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「**供給計画**」という。）を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 （略）

3 **電気事業者は、供給計画を変更したときは**、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

4～7 （略）

（報告の徴収）

第百六条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4～7 （略）